

議員全員協議会会議録

(令和4年5月26日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年5月26日(木)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	金繁典子
議員	鷹野正志	議員	中野光博
議員	山下正敏	議員	那須芳人
議員	吉村直城		

欠席議員

議員 石川秀夫

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
教育長	児島秀之		
(総務課)			
課長	立花慶司	課長補佐	大間知伸一
係長	岡下崇		
(企画財政課)			
課長	清水雅人	課長補佐	山口秀一
(消防本部)			
消防長	浅海宏貴		
(消防本部庶務課)			
課長	近田幸信	係長	桑山義央
(生涯学習課)			
課長	坂本一利	課長補佐	松本安紀彦
(保健福祉課)			
課長	幸田栄子	課長補佐	荒地ミドリ
係長	湯浅良彦		

(水産課)			
課長	長 田 岩 喜	課長補佐	和 田 幸 雄
(農林課)			
課長	吉 村 克 己	係長	小 栗 和 也
(建設課)			
課長	濱 哲 也	課長補佐	岡 田 恵 三
(環境衛生課)			
課長	山 本 正 文		
(水道課)			
課長補佐	小 埜 山 武 士	課長補佐	久 徳 哲 也
課長補佐	都 築 智 也		
(商工観光課)			
課長	兵 頭 重 徳	課長補佐	大 森 安 洋
課長補佐	蓮 田 修 平		
(学校教育課)			
課長	岩 井 正 一	課長補佐	西 田 順 哉
課長補佐	桑 原 真 也	課長補佐	西 田 季 史
(一本松支所)			
支所長	尾 崎 弘 典	課長補佐	中 松 勝 二

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- (1) 消防本部救助工作車更新について
- (2) 平城貝塚及び柏坂遍路道の国史跡への取組について
- (3) 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種事業について
- (5) 株式会社サン・フィッシュ経営体制の変更について
- (6) 成川漁港外郭施設設置事業外1件について
- (7) 広域農道南宇和線（御荘工区）災害復旧事業の進捗状況について
- (8) 国土交通省所管新内海トンネル工事に係る重金属の検出について
- (9) 水道事業の広域化に関する概要説明について
- (10) サンパール観光株式会社の破産について
- (11) ふるさと納税業務の委託について
- (12) 愛南版応援金について
- (13) 新型コロナウイルス感染症対策愛南泊まって得旅キャンペーン事業について
- (14) 合宿誘致補助金制度の改正について
- (15) 「ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣」の代替事業について
- (16) 愛南町公立小中学校再編計画（素案）について

- (17) 南宇和高等学校魅力化推進事業について
- (18) 一本松支所庁舎整備について
- (19) 施策検討住民ワークショップの開催について
- (20) 個別施設計画の変更について
- (21) 個人番号カード交付事業に係る愛南町マイナンバー普及プレミアム商品券について
- (22) 旧長崎保育所減額貸付について
- (23) 旧魚神山小学校プール用地売却について
- (24) 城辺商工会総合事務所耐震診断・耐震補強工事設計について

【議会協議】

- (1) 愛南町議会議員研修（大学教授等）について
- (2) 議員派遣について
 - ①愛媛県町村議会令和4年度第1回町議会議員研修会について
 - ②議員視察研修について
- (3) その他

開 会	9時00分
閉 会	11時58分

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。

それでは、令和4年第6回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長、挨拶をお願いします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。今日は第6回の議員全員協議会ということで御案内をいたしましたところ、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日の全員協議会は来月の10日から6月の定例会が始まります。それに伴いまして、今日は執行部から報告がございます。今回は、前回以上に24項目という非常に多い報告がございますので、どうぞスムーズな進行に御協力をよろしくお願いいたします。

このところ、愛南町、コロナの感染者が連日のように出ておりますので、感染防止対策の面からも、このように長時間にわたる会議というのはなるべく避けたいと思いますので、その点どうぞよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木副議長 続きまして、町長挨拶をお願いいたします。

町長。

○清水町長 改めまして、皆さん、おはようございます。令和4年第6回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集いただき、また、議員の皆さんには何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県では4月1日から感染特別警戒期から感染警戒期へと移行しておりますが、いまだ終息の兆しが見えない状況が続いており、本町におきましては、一昨日には10名の陽性者が確認されております。

そのような中で、24日に本町給食センター職員3名の陽性が確認をされ、給食センターの調理員が濃厚接触者となったことから、25日から31日までの間、給食センターを休業しており、児童生徒はじめ学校関係者には多大な御迷惑をおかけしております。感染した職員をはじめ全ての職員が勤務中のマスク着用などの感染防止対策を徹底しておりますが、今後は、より一層、意識を高め感染防止対策に取り組んでまいります。

町民の皆様には、改めて感染予防に努めていただきますとともに、議員各位におかれましても引き続きの御協力をお願いいたします。

さて、本日は6月定例議会に提案予定の案件など24件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 執行部からの報告に入ります前に、今日は石川議員から、欠席届が出されておりますので受理をしております。以上、報告しときます。

それでは早速、執行部からの報告に入ります。

まず1番目、消防本部救助工作車更新について、報告を求めます。

浅海消防長。

○浅海消防長 消防本部から、救助工作車更新について、報告をいたします。

資料はありません。

2月の議員全員協議会で御説明いたしました、救助工作車更新につきましては、御指摘や御意見をいただいた点を踏まえ、再度、艀装費を含めて装備や資機材の選定を再精査し、メーカー2社から見積もりを依頼しているところでありまして、6月補正にて予算計上ができない状況であります。

今後においては、9月補正予算計上に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、消防本部から救助工作車更新についての現状報告とさせていただきます。

○原田議長 ただいま説明がございましたが、何か御質疑ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、1番はこれで終了いたします。

続いて、2番、平城貝塚及び柏坂遍路道の国史跡への取組について、報告を求めます。

坂本生涯学習課長。

○坂本生涯学習課長 生涯学習課から「平城貝塚及び柏坂遍路道の国史跡への取組について」御説明します。

資料1を御覧ください。

まず、1の平城貝塚及び柏坂遍路道の国史跡への取組についてですが、昨年5月の議員全員協議会におきまして、令和2年度に平城貝塚総括報告書1を刊行し、平城貝塚を開発行為等から恒久的に保護して、町の象徴として地域の活性化に資するため、令和6年度を目標に国史跡指定を目指すことを報告いたしました。

令和3年度には地形測量と第8次となる発掘調査を実施し、平城貝塚の国史跡として保護が期待される範囲が固まっております。これにより、本年6月以降、国史跡として保護が期待される範囲と、指定を受けた後のメリットとデメリット等について、平城貝塚が所在する地域と地権者に対して説明を行う計画としております。

国の指定を受けた際のメリットです。

①新たに町条例を整備することにより、指定年の翌年からの土地に係る固定資産税が減免となります。

②土地を手放す際に、地権者が公有地化を望む場合は、土地の売買に係る所得税等が特別控除される制度があります。

次に指定を受けた際のデメリットですが、指定後に建物の改築等を行う場合、文化庁長官の許可とそれに至るまでの事前協議が必要となります。

別紙資料1を御覧ください。

資料1は、住民説明会の案内文書案になりますが、「国史跡として保護が期待される平城貝塚の範囲」をお示ししております。

薄い緑色で示している範囲が、今回、国史跡として保護が期待される範囲となります。昨年度の発掘調査により、平城貝塚は、観自在寺から僧都川に向かって伸びている丘の上に立地していることが分かりました。

また、その範囲は、水色の線で示す標高8メートルから、赤色の線で示す9メートルにかけて認めることができる、比較的平らな地形の上に存在している可能性が高いことが分かっております。

国の史跡指定を進める上で、黄色部分に該当する地権者の皆さんから同意をいただくことが重要となりますので、本年6月下旬から所在地域と地権者に向けた説明会を3回程度開催し、地元の皆さんにこの取組の内容を十分御理解をいただいた上で、事業を進めていきたいと考えております。

なお、これに関連する取組としまして、本年10月2日（日）に、御荘文化センターにおきまして、「平城貝塚シンポジウム」を開催して、町内外に対し、国史跡の意味と、楽しみ方などについて周知を図る予定としております。

1ページにお戻りください。

次に2の「柏坂遍路道の国史跡への取組について」を御説明いたします。

平成30年度に国史跡指定となりました一本松小山の松尾峠に次ぐ目標であります「柏坂遍路道の国史跡指定」に向けて、本年度から前期事業として、宇和島市との境から柏に向かう1.5キロメートルの区間について地形測量等の調査に着手しております。それに先立ち、昨年末に地元保全団体に対して保護計画等について報告を行い、また、本年の広報5月号の配布に合わせ、事業着手と計画内容について、関係する須ノ川地区と柏地区に回覧して周知を行いました。

回覧の内容は、4ページの別紙資料2になります。

来年度に予定しております後期事業で、残りの約1.5キロメートルの地形測量等を実施し、

再来年度の報告書刊行を経まして、令和8年度の国史跡指定を目指して作業を進めることとしております。

以上で、生涯学習課からの報告を終わらせていただきます。

○**原田議長** ただいま説明がありました。この件につきまして、御質疑ありませんか。ないようですので、この件は終了いたします。

それでは続いて3番、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について、報告を求めます。

幸田保健福祉課長。

○**幸田保健福祉課長** 保健福祉課から、6月補正予算で計上しております2事業について、報告いたします。

まず、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）についてです。

資料を御覧ください。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯ひとり親世帯を除くに対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年度と同様に子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

事業の概要は時点修正を除き令和3年度と同様のものとなっています。事業費については、全額国庫負担によるものです。

なお、ひとり親世帯分につきましては、実施主体である県からの支給となっています。

次に、対象児童についてです。

基準日令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満が対象となります。

支給対象者についてです。

令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方が対象となります。この場合は、申請は不要となります。

次に、(1)のほかの対象児童の養育者についての説明をさせていただきます。

児童手当の支給対象児童は中学生までとなりますが、第3子以降の判定において、同一世帯における18歳までの児童が算定基礎として含まれており、この場合は申請は不要となります。したがって児童手当受給対象者の兄弟姉妹のいない対象児童の養育者については(2)の対象となり申請が必要となります。

また、対象児童基準日が令和4年3月31日となっておりますので、4月以降令和5年2月末までに出生した新生児は(2)の対象となりますが、昨年度と同様、本町では(1)の対象世帯における出生については、申請不要とします。

該当要件は、令和4年度住民税均等割が非課税である方、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方となります。家計急変者については申請書等のほか、所定様式で収入見込額の申立書の提出が必要となります。こちらについては令和4年1月以降のひと月分の収入及び所得等から年間収入を見込み算出し、判定することとなります。

給付額については、対象児童1人当たり一律5万円です。

次に、予算についてです。

給付金についてですが、令和4年4月児童手当及び特別児童扶養手当受給者から、令和3年度住民税非課税世帯を抽出し、3割程度加算した人数を計上するなど、全体で計235名を見込んでいます。令和4年度住民税については、確定前のため前年度の税情報からの算出となっております。

給付金は1,175万円、事務費については26万3,000円を見込んでおり、事業費総額として

は1,201万3,000円を計上します。

今後のスケジュールについてですが、申請不要の対象者については、令和4年度住民税確定後、速やかに対象者を抽出し、6月末から7月初旬の支給を目指したいと考えております。

また、申請を必要とする方については広報等において周知を行い、申請月の翌月に支給する予定としております。

以上で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）についての報告を終わります。

○**原田議長** 報告が終わりました。この件につきまして、御質疑ございませんか。ないようですので、この件は終了いたします。

それでは続いて4番、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、報告を求めます。

幸田保健福祉課長。

○**幸田保健福祉課長** 続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業（4回目接種）について、報告します。

まず、事業概要です。

オミクロン株の感染が収束しない中で、今後の再拡大も念頭に置きつつ、3回目接種後のワクチンの有効性、安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種を特例臨時接種として実施するものです。

すみません、資料が「特定臨時接種」となっておりますが、「特例臨時接種」ですので、修正をさせていただきます。

次に対象者です。今回、4回目の接種の対象者は60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となります。

接種間隔は、3回目接種から5か月以上経過していることとなっております。

使用するワクチンは、ファイザー社製ワクチンとモデルナ社製ワクチンです。

接種勧奨・努力義務につきましては、全ての対象者に接種勧奨の規定を適用し、努力義務の規定の適用は60歳以上の方となっております。

周知方法といたしましては、60歳以上の方には、3回目接種から5か月以上を経過した方に対し、随時接種券と予診票を送付いたします。

18歳以上60歳未満の方で基礎疾患等に該当する方につきましては、防災行政無線、広報、ホームページ等で周知を行い、接種を希望する方の申請受付をして、3回目接種から5か月を経過後に接種券と予診票を送付していきます。

予約方法につきましては、これまでと同様にWEB予約と電話予約とし、保健福祉課で予約管理を行います。

次に、予算についてです。

今回は4回目接種に係る不足分を計上しております。全体で1,242万9,000円となります。前回と同様、国の10分の10事業となっております。

その他として、4回目接種は5月末から開始すると予定しておりましたが、昨日5月25日に医療機関から開始をしております。接種方法は個別接種を中心とし、必要に応じて集団接種の実施も検討していきたいと考えております。

最後に、現在の接種状況です。

18歳以上において全体で83.9%の方が3回目接種を完了しております。

対象者数は、令和4年1月1日時点での人口です。接種者数は調査時点での住民数とし、死亡・転出の方は除いています。若い世代では2回目接種から6か月を経過していない方もおり、3回目接種率は60%弱となっております。

3回目接種の状況から60歳以上の対象者数は、おおむね9,000人となります。

なお、3回目接種はこれまでは2回目接種から6か月となっておりましたが、昨日5月25日から、2回目接種から5か月と変更になっております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての報告を終わります。

○**原田議長** 報告が終わりました。ただいまの件につきまして、御質疑ございませんか。ないようですので、以上で4番は終了いたします。

続いて5番、株式会社愛南サン・フィッシュ経営体制の変更についての報告を求めます。

長田水産課長。

○**長田水産課長** それでは、水産課から資料4の株式会社愛南サン・フィッシュの経営体制の変更について、御報告いたします。

設立概要と経過といたしましては、平成29年8月14日に伊予銀行・宇和島信用金庫・レビックが出資して水産業創生ファンドを創設し、この水産業創生ファンドを活用して地域活性化に取り組むことを目的として、愛媛県・愛南町・伊予銀行・宇和島信用金庫・愛南漁協・久良漁協・レビックが平成29年8月22日に包括的連携協定を締結しています。

そして、この連携事業の一環として、全国トップクラスの生産規模を誇る愛南町の海面養殖業の地域ハブとなる水産加工場を運営、その加工製品を全国へ向けて出荷する中核的な役割を果たすことを目的として、平成29年10月16日に愛南サン・フィッシュが設立されました。

この水産業創生ファンドの存続期間は約5年間と設立当初から決まっております、期間内に第三者へ譲渡されることとなっていたことから、サン・フィッシュでは会社設立当初の目的やこれまでの事業実績に理解を示してくれる数社の事業者と協議を行い、令和4年3月31日に宇和島市が本社のイヨスイ株式会社が経営母体となりました。

サン・フィッシュの新経営体制としましては、イヨスイの代表取締役社長荻原達也様ほかの方々が役職につかれています。

続いて、サン・フィッシュの新経営理念・経営方針につきましては、イヨスイの創業当時の企業理念である「海を通じ、世界の人々を幸せに」を考慮して、新たな経営理念と経営方針を作成予定とのことですので、当面は従来のサン・フィッシュの企業理念・方向性を踏襲することといたしております。

また、現在の雇用状況といたしましては、従業員総数は29名中23名が町内在住者となっております、町内の雇用に大きく貢献しています。

最後に設立からこれまでの大手顧客への納入実績といたしましては、コンビニエンスストアセブン・イレブンへのおにぎり具材や会員制倉庫型店舗コストコへのスキンレス・ロイン、ファミリーレストランジョイフルへのごまだれ井、飲食業サンマルクグループ鎌倉パスタへのパスタメニュー、通信販売のジャパネットたかたへの媛スマ、大手回転寿司チェーンくら寿司へのマダイの販売実績がございます。幾つかは今後も継続していくとのことであります。

以上、報告とさせていただきます。

○**原田議長** 報告が終わりました。ただいまの件につきまして、御質疑はございませんか。ないようですので、5番は終了いたします。

続いて、6番、成川漁港外郭施設設置事業外1件についての報告を求めます。

長田水産課長。

○**長田水産課長** 続きまして6月補正予算に計上を予定しております「成川漁港外郭施設設置事業、福浦漁港岸壁災害復旧事業」について御説明いたします。

まず成川漁港外郭施設設置事業について、御説明いたします。

資料5の1ページを御覧ください。

成川漁港は、御荘湾内に位置しカキ養殖と真珠母貝養殖が盛んに行われています。近年、大型化する台風や低気圧によって船舶等が被害を受け、漁業活動に支障を来しております。これまでに、地区住民から湾内の静穏度を確保するため防波堤の設置を要望する声が多数寄せられ

ておりましたが、計画事業費が補助の採択要件を満たさず事業実施に至りませんでした。

しかしながら、国の防災・減災、国土強靱化対策として、令和元年度から漁港施設の災害発生を予防し、被害の拡大を防止することを目的に「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されました。今回、地元からの切実な要望に基づきまして、事業計画を水産庁と協議し承認を得ることが出来ました。

防波堤の設置効果としては、港内の静穏度を確保することで、船舶等の耐用年数の延長の他に、水産物の生産に係るコストの削減が見込まれます。施工期間は令和4年度の1か年です。

事業概要は、防波堤の製作及び据付で延長は30メートルです。

事業費は5,500万円、内5,000万円を起債対象予定としております。なお、緊急自然災害防止対策債は70%の交付税措置があります。本事業の費用対効果は供用開始後50年間の費用対効果を分析いたしまして、費用便益比率は1.6となり便益が費用を上回っていることから、事業としての妥当性が認められております。

次に福浦漁港岸壁災害復旧事業について御説明いたします。

資料5の4ページをお開きください。

今年の1月22日に日向灘沖を震源とする震度4の地震が発生いたしました。この地震により福浦漁港の岸壁が海側へ滑動し、背後地のエプロン舗装が最大で約10センチメートル沈下しました。現在、漁業活動に支障を来していることから、国の災害復旧事業の採択を受け、復旧工事を実施する予定としております。

施工期間は、令和4年度1か年の予定です。

事業費は、1,237万円、うち3分の2の810万9,000円は国庫補助金で、補助裏には災害復旧事業債420万円を充てることとしています。なお、この起債は95%の交付税措置があります。

事業概要としましては厚さ20センチメートルのエプロン舗装の復旧で延長は125.6メートルです。

以上、御報告といたします。

○原田議長 報告が終わりました。ただいまの件につきまして、御質疑はございませんか。いいですか。それでは、6番は終了いたします。

○長田水産課長 すみません、追加で申し訳ありません。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 ちょっと今、資料を配付をさしていただいております。よろしいでしょうか。

先日、新聞報道がありましたアコヤガイ稚貝大量死ウイルスの初確認について、御報告をいたします。

稚貝へい死の原因として検出方法が確立されたことから、町では、この方法を用いまして検査体制を整備をいたしております。

早速4月12日から2週間に1回の頻度で、町内の各海域からサンプルを採取し、PCR検査を実施しております。今回3回目の検査を実施したところ、9検体中1検体からビルナウイルスの陽性反応が検出され、県アコヤガイへい死対策協議会に報告をいたしました。

現在へい死は発生しておりませんが、今後、水温上昇とともにウイルスが活性化することも考えられることから、町と漁協で連携し、生産者にすみやかに注意喚起を行うとともに、稚貝の状況についても注視することとしております。

以上、御報告とさせていただきます。

○原田議長 ただいまアコヤガイについて報告がございましたが、この件につきまして、御質疑ありませんか。

那須議員。

○那須議員 差し支えなかったら、そのサンプルの漁場は言える。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 一応、風評等もありますので、漁場は公表をしておりますけれども、今現在、1か所ですけれども、昨日から22度を超えてきております。大体、23度くらいから活性化してへい死が出てくるといふ例年の状況に近い形になっておりますので、引き続き、注視をしていきたいと思っておりますし、今回、4回目の今、検査をしております。金曜日にはまた結果が出るので、その状況はまた漁協を通じて生産者の方にも報告させていただきたいというふうを考えております。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、以上で終了いたします。

続いて7番、広域農道南宇和線（御荘工区）災害復旧事業の進捗状況について、報告を求めます。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 農林課より広域農道南宇和線（御荘工区）災害復旧工事の進捗状況につきまして、御報告いたします。

資料6を御覧ください。

本工事は、令和3年7月17日から18日にかけての梅雨前線による異常な豪雨により、農道法面の崩壊及び道路構造物が損傷したことで、道路復旧延長L=44.3メートル、主な工事概要としましては、地すべり対策工で、吹付法砕工・グラウンドアンカー工・鉄筋挿入工として工事を行うものであります。

また、請負業者は御荘造園開発㈱で工事請負額は8,077万3,000円であります。

上段、1の災害復旧工事の進捗状況につきましては、

(1)の災害現場調査及び測量設計ならびに、
(2)の災害査定準備は、農林水産省が定めました査定日10月18日に遅滞なく実施
(3)の災害査定を受検し、災害復旧事業費及び復旧工法等の妥当性の確認を行っております。

(4)の発注準備は、実施設計書の作成、また県によります設計審査及び指名入札の手続を早急に実施し、仮契約を11月22日、議会承認を11月29日に受けております。

(5)の本工事は、工期を令和3年11月30日から令和4年9月30日とし、現場の安全確認を行いながら、工事完成を目指しております。

(6)の支障電柱移転は、請負業者との施工協議もあるため、入札後、四国電力との事前移転協議を開始し、移転申請を行い、現在は完了となっております。

中段、2の災害復旧事業工程表につきましては、全体の流れを表記しておりますので、御確認ください。

また、下段には、令和4年5月22日現在の現場施工状況写真を添付しておりますので、こちらも御確認ください。

なお、6月議会におきまして、土質調査ボーリングによります地質調査の結果、当初予定しておりましたグラウンドアンカー工の定着アンカー長に変更が生じますため、工事請負契約の変更の承認を提案することとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。ただいまの件につきまして、御質疑はございませんか。

池田議員。

○池田議員 皆さん、大変、不便をしとるので、工期短縮の見込みとかそういうのは今のところないですか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 現在のところ、今、土工ののり面整形をしております。それが終わりますと、今度、主たるのり砕工、アンカー工等が出てくるんですが、それに併せまして業者と工期短縮ができるかどうかの確認は行っているところです。

現在のところ、9月30日を目指すという形で作業は行っておるところです。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、以上でこの件は終了いたします。

続いて、8番、国土交通省所管 新内海トンネル工事に係る重金属の検出についての報告を求めます。

濱建設課長。

○濱建設課長 国交省所管の新内海トンネル工事に係る重金属の検出について、説明をさせていただきます。

本件につきましては、関係する所属課が複数にわたるために建設課を取りまとめ幹事課とし、環境衛生課及び水道課からそれぞれ御説明をさせていただきます。

まずは概要といたしまして、国土交通省が所管する国道56号津島道路の新内海トンネル工事におきまして、自然由来の重金属が検出され、本町にその旨連絡がありました。本町としては、この事案により住民の不安解消のため対処する必要があると考え、各担当課において必要な予算を計上するものです。

2のこれまでの経緯を簡単に読み上げさせていただきます。

10月4日、トンネル掘削工事が開始され、2月の下旬にトンネル掘削岩石を仮置きするため、土壤汚染対策法の基準に基づいて土壤試験を実施したところ、2月の9日に基準値を上回る重金属、まずはフッ素が検出され、2月10日にトンネル掘削工事及び盛土工事を中断しております。同日の14日に次は重金属ヒ素が検出されました。

この間に保健所と国交省のやり取りがあり、ブルーシートによる被覆が同月28日に完了しております。3月3日に柏地区の水質分析検査、そして同月の21日に盛土部の土壤試験を行っております。そして、4月19日国土交通省による柏地区住民説明会を開催しております。

そして、5月下旬、昨日、国交省に直接電話をして、今月末にはその説明会で提出された質問に対する回答の一覧を内海支所において掲示するという連絡がありました。

そして、国土交通省の今後の対応にとしましては、地下水(飲料水)と農作物や海産物への影響を及ぼさない事を最優先とした対応策の検討をしていきます。

盛土付近において、観測用の井戸を新設する。

採取した岩石試料及び地下水の調査を実施します。

津島道路事業を考慮した長期的な水質観測の計画をいたします。

盛土済の岩石の処理方法及び安全な盛土の施工方法の検討をする。

トンネル未掘削部における重金属の調査方法を検討します。

という、このような検討または実施する旨の連絡がありました。

このことを受けまして、本町で対処する必要があると考えたものについて、各担当課から御説明いたします。

建設課からは以上です。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、環境衛生課から御説明いたします。

まず、本課における水質検査の状況についてですが、環境衛生課では例年、町内8河川及び2水路の16地点において、年2回水質検査を委託しており、ペーハーをはじめBODやCODなど15項目の水質調査を実施して、状況の把握・管理を行っております。

その水質検査地点の1つに、柏川河口付近も含まれており、これまで実施した検査結果について、全ての項目において基準値をクリアしております。

次に、本課としての今後の対応についてですが、地元住民の不安を解消すべく地元関係者からの意見等を参考にし、検査箇所を選定し、検査箇所7地点においてヒ素、フッ素及び六価クロムの3項目の水質検査を5月から水稲の生産が終了する8月頃まで毎月1回行う計画として

おり、6月補正予算にて計上したいと考えております。

以上、環境衛生課からの報告といたします。

○原田議長 小笠山水道課長補佐

○小笠山水道課長補佐 続きまして、水道課の対応について、御説明させていただきます。

(1)の現在の柏地区の水質検査状況につきましては、(1)検査頻度について、水道法施行規則第15条により、毎日検査を柏寿園にて3項目、上水定期検査を柏浄水場で9項目を毎月、28項目を年4回フッ素、六価クロムを含んでおります51項目全てを3年に1回行い、原水の定期検査は柏浄水場と柏川下流の2か所で毎月、ヒ素について行っております。

(2)検査結果につきましては、過去5年においてヒ素、フッ素、六価クロムの検査は全て基準値以内で異常はありません。

(3)の今後の対応について、安全安心な水道水を供給するため、上記検査に加え、臨時水質検査として月1回柏浄水場の原水でヒ素、フッ素、六価クロムの検査を追加で行いたく6月補正予算に計上しております。

経費については、1項目3,090円の3項目を11か月で10万1,970円としております。

以上で、水道課の説明を終わらせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。この件につきまして、御質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 環境衛生課の今後の対応なんですけれども、前回の全協で4月25日ですか、一番最後に質問させていただいた沈砂池ですね、そのときは全く無言で立ち去られたので何も回答いただけてないんですけど、ああいうことはやめてくださいね、もう。一言でもちゃんと言うてください。

この今後の対応についての中に、沈砂池の検査は入っているのかということ、再びここでお聞きします。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えいたします。今回の7地点の中に議員が言われました沈砂池のほうも含まれており、今回、第1回の検査結果のほうを終了しております。

それにつきましては、一応、5月11日の水曜日の午前中に採取した資料につきまして、今週月曜日、5月23日なんですけど、その夕方に検査依頼業者から速報ではございますが、検査証明書の報告がありました。

その審査値につきましてはの基準値というのは全て基準値をクリアしているという形になっておりますので、特に問題はないかと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 早速、調査していただいてありがとうございます。

地元の方たちから沈砂池の調査については、ぜひ見学というか立ち合いというか、見せてほしいという声が上がっています。直接、環境衛生課のほうにも行ってるかどうか分かりませんが、事前にお知らせいただけて見せていただければ、町民の方たちも地元の方たちも納得できますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。その点について、御回答をお願いします。

それともう一点、水質検査を沈砂池、するということなんですけど、沈殿している砂とか泥こちらについても調査する必要があると思うんですけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。

まず、1点目の検査報告の公表でございますが、今回、今、委託業者のほうから正式な証明書のほうがあるとしますので、それは内海支所のほうで掲示をさせていただいたらという考

えで、皆さんに周知できるような形をしていきたいと思います。

また、地元行政協力員の方にも情報の提供するとともに、関係課、国交省をはじめとするそういうところに情報共有して、今後の対応のほうもまた進めていきたいと思います。

それから2点目の土質のほうなんですけど、今回、うちのほうは水質調査としてますので、土のほうは今回はしておりません。そこら辺は国交省ともまた相談しながら、ちょっと水質のほうしか考えていなかったの、土のほうも国交省のほうに依頼していけたらなという形では考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 確認です。では、今後ですね情報共有していただけるということで調査に関して、事前にお知らせいただいて、立ち合いなり見学をさせていただけるということによろしいですね。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 事前の方法では、なかなか難しいかもしれませんが、一応、支所のほうには掲示してますという形で、ホームページとかいろいろなところで説明できたらなという考えではおります。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 じゃあ、事前にはやはり教えていただけないんですかねえ。何が障害になるんでしょうか。地元からそういう声在实际、上っているの、ぜひ。

逆に、環境衛生課とか町のほうも、明らかにオープンにしたほうがあと、やりやすいと思うんですよ。こそこそ採ってる、どこのを採ってるなんか分からないみたいに疑われたら町にとって不都合ですから、オープンにされて何が問題なのかと、分からないんですけど。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 検査結果というのが何日にできるというのが、まだ確定というか、業者のほうから何日に来るのかというのが分かりませんので、来た時点でその報告書というのは支所に掲示してますということは報告できると思っておりますので、それで対応したいと考えております。

以上です。

(発言する者あり)

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 一応、結果公表のほうは公表する予定では考えておりますが、地点につきましては、やはり所有者の個人情報とか、あとまた利害関係そういうものを害してもいけないので、地点のほうはちょっと今のところ公表する予定は考えてはおりません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 でも、沈砂池を調査するんですよ。もうどこにあるかみんな知っているわけですよ。

だから要は、いつ調査するかだけなんですよね。それを知らせるかどうか。皆さん、知ってますよ。個人情報も何も。地元の方はどこに沈砂池があるか。それは理由になりませんよね、オープンにしない。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 大変、すみません。説明不足で申し訳ありません。一応、今回、この7地点につきましては、個人の水田、そこを採るような形。その中の1つの沈砂池を入れたという形になっておりますので、そこら辺につきましては、事前に何月何日に採取しますということにつきましては、そしたら可能な限り事前に説明できる。内海支所に今回このように採取しますということは、説明というか公開できるかとは考えております。

以上です。すいません。

○原田議長 ほかにございませんか。

少林議員。

○少林議員 3点、お聞かせください。

内海庁舎にこの間の回答のほうを貼り出すと言われたんですかね。説明会がありました、何日間くらいまでするのでしょうか。

2つ目ですが、4月29日に説明会がありました、こういうのは大事なことです、議員とかに先に知らしていくということは大事なんじゃないだろうか。その掲示する答えもきちんと議会のほうにはお知らせはされないのか。

次3点目、データをぜひ示していただきたいですね。基準値以上でした。基準値以下でしたから大丈夫ですというそういう言い方ではなくデータを示していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

最後に、水の関係ばかり、環境衛生課ですから調べていらっしゃると思いますが、例えば、農作物であったりあるいは人体に関して、髪とかを見たら、調べたらすぐヒ素とか出ますよね。そういうものの予定はないでしょうか。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 まずは1点目の何日間掲示するかということにつきましては、この判断は国土交通省が行うために、その何日間という情報は現在、町には入っておりません。

2点目、「4月19日の説明会などこういったものをあらかじめ議員に知らせないのか」ということにつきましては、我々もこの説明会は開催しますといういわゆる受け身の立場です。この会の主催ではありませんので、このことについて、議員にあらかじめお知らせするというのは、国交省のほうから町議会にあらかじめ連絡がないのかということになりますと、それは国交省の考え方になってきますので、我々が意見する立場にはないと考えております。

データを示していただきたいという3点目ですけども、我々、町が国のほうから地点の水質検査を行う国交省が検査結果、データを得たそれについて、国交省が明らかにしていくと思います。

我々は、それだけではということで、今回、環境衛生課と水道課のほうで町独自のデータを取ろうということになっております。こちらの町が行うデータについては、今後、明らかにするということで、先ほど、環境衛生課長からお知らせしたと思います。

国交省のデータにつきましては、その所在が我々のものではありませんので、国交省にお聞きしていただきたいと思います。

以上です。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。

今のところ、水質検査だけでございますので、農作物のほうはちょっと考えてはないんですが、ちょっと状況によってどのようになるかはまた対応できるような形になれば、また県とかそういうようなところの検査機関とかそういうところの指導を仰ぎながら、可能な限り対応はしていきたいと考えております。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 国交省から連絡があったと、最初の2つの質問ですが。もし連絡があった場合、町のほうからこういう会がありますというお知らせだけしていただくわけにはいかないのでしょうか。今後もあるかもしれませんが。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 国交省からの連絡というのも、皆さんへ今回の4月19日の説明会でいきますと、4月19日に説明会を行うという情報も、私たちも皆さんと同じくらいのタイミングで知ることになりましたので、これについて「あらかじめ」というのは、国交省からの連絡がどれだけ早

くあるかということになりますので難しいと思います。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 前日でも二、三日前でもいいので、こういうのがありますという、町にあった分を下していただけたら、とても大事なことはないかと思えます。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 検討はいたしますが、国土交通省所管の会議であり、それを例えば、4月19日の例でいきますと、前日に我々が知ったとしますと、それから皆さんに下す方法も時間もないと思えます。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、8番は、以上で終了いたします。

続いて9番、水道事業の広域化に関する概要説明について、報告を求めます。

小笠山水道課長補佐。

○小笠山水道課長補佐 水道事業の広域化に関する概要説明について、水道課から御説明いたします。

資料8をお開きください。

愛媛県水道広域化推進プランに基づいた、水道事業の広域化推進方針を水道課から御報告いたします。

1ページ目を御覧ください。

令和4年9月に愛媛県水道広域化推進プランが公表されることとなったため、南予地域での検討部会において現在決定しております、今後の広域化推進方針について概要の説明を行うものです。

初めに、(1)愛媛県水道広域化推進プラン検討の経緯。

愛媛県内は、20事業者及び2つの水道企業団が水道事業を実施しています。各事業者におきましては、施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少、また、南海トラフ大地震を想定した耐震化の推進など、経営環境は厳しさを増しておりますことから、経営基盤の強化を推進していく必要があります。

そうしたことから、令和2年4月から令和4年3月の2年にわたり、愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会の東・中・南予地域ごとの事業体ブロックにおきまして、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理、経営統合の実現性を検討してまいりました。

続きまして、現在決定しております広域化の方針を御説明いたします。

南予地域における水道事業広域化推進方針。

①宇和島市と津島水道企業団の事業統合

南予地域におきましては、宇和島市が津島水道企業団を事業統合する方針で現在協議を進めております。統合を視野に津島水道企業団及び愛南町をはじめとして、関係機関が連携・協議を行いながら、変更認可申請など各種手続の履行や、広報活動等による水道利用者への周知を図りまして、令和6年度末の事業統合を行うこととしております。

②南予水道企業団及び用水受水事業者間における広域化

津島水道企業団と宇和島市水道事業の事業統合が実現したのちには、事務の広域的処理の実施にとどまらず、施設の共同設置・共同利用や南予水道企業団と用水受水事業者間で経営統合・事業統合の可能性も視野に入れて検討・協議を行うこととしております。

次に、愛南町水道事業の広域化推進方針を御説明いたします。

愛南町の水道事業広域化推進方針。

愛南町におきまして、内海地域の一部由良半島・須ノ川が宇和島市の給水区域となっておりますので、宇和島市を經由して津島水道企業団の水を受水している形となっております。

当該地域における水道利用者の料金負担に影響を与えることから、南予地域の水道事業体広域化には密接な関わりもあり、愛南町水道事業の経営基盤強化を図るためにも、実施検討可能な事項につきましては広域化を連携・推進していく必要があります。

南予地域の広域化におきましては、第一に、令和6年度末の宇和島市・津島水道企業団事業統合、第二に南予水道企業団と用水受水事業者との統合の可能性を模索することにあります。事務の広域的処理について、令和5年度以降も協議を行い、給水部材や緊急時の補修部材、薬品等の共同調達・共同利用等について他団体との調整を行いながら水道事業費用の削減を行います。

最後に、水道事業の広域化につきましては、必ずしも経営統合を前提としたものではなく、長期の視点から事業の持続可能性を検討するものであります。「施設の共同設置・共同利用」では市町の境をまたぐ場合、峠越えが発生するなどの地形的な問題もあり、広域的な浄水場統廃合については早期の結論は難しいと考えております。

また、経営統合につきましては、課題や検討事項も多岐にわたりますので、長期にわたり議論を重ねる必要があります。このことから、事務の広域的処理の視点において協議を行っていくこととしております。

また、3ページ目につきましては、愛媛県水道広域化推進プラン（案）の概要版を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。ただいまの件につきまして、御質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 「広域化を推進していく」と、「その先には民営化も考えている」と、戦略の中にはそのように書かれていました。

今回、「民営化」ということは入っていませんけれども、やはりこの広域化の先には民営化という。もちろん考えていらっしゃるんですね。

○原田議長 小笠山水道課長補佐。

○小笠山水道課長補佐 ただいまの質問について、お答えいたします。

一応、まだ民営化については協議のほうは行っていないようです。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 まだ協議は行っていないにしても、戦略の中に書いてあったように広域化の先には民営化というのが念頭に置いてあるんだと思います。県が主導で進めていることで、町はこれに乗っているというふうに思われるんですけども。

でも、一番大事なのは町民の意思ですね。水道って、ライフラインですから、これ、県の言うままに進めてたら大変なことになりますと、私は思います。まずは、町民の方にこの今、考えていることを広報あいなんなりでしっかりと広報するべきだと思いますが、いかがですか。

○原田議長 小笠山水道課長補佐。

○小笠山水道課長補佐 ただいまの質問について、お答えいたします。

水道課としても、広報等で広く町民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 お知らせ、大変、重要です。よろしく申し上げます。

「水道業者への周知を図る」と書かれていますが、大事なものは、先ほど言いましたように主役は住民、町民の意思です。周知という一方的な情報の押しつけではなく、町民の声を聞く機会をしっかりと持つようにしてください。

いかがでしょうか。

○原田議長 小笠山水道課長補佐。

○小笠山水道課長補佐 ただいまの質問について、お答えします。

住民等の声をいただきましたら、水道課のほうでその声を協議会等に報告していきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 今、聞いたらという、消極的な体制のように聞こえました。

これは積極的に聞かないといけないことだと私は思います。実際、一旦、民営化した水道を議会でも本会議でも言いましたけど、再び公営化している自治体が増えてるんですよ、海外では。フランスとかでもそうですけど。

なぜかという、水質が落ちる。そして、実際、結果的には水道利用者の料金負担が大きくなるということがもう明白だからです。それに逆行することをしようとしているんですよ。

だから、ここで広域を視野に入れて検討協議を行うと、もう決定事項のように言うのではなくて、こういうことを考えていますけれども、町民の皆様の御意見をくださいという姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 金繁議員のおっしゃるとおりだと思います。

町としても半島のほうの地域の方が不便を来さないように、しっかりと地元の人への説明責任もありますし、討議をして説明をして、そしてどうする形が一番、地元の方にとっていいのか、そういうことを検討して進めていきたいと思っています。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、以上で、この件は終了いたします。

暫時休憩します。

10時20分まで。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、10番、サンパール観光株式会社の破産について、報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。

商工観光課から、6つの案件を報告させていただきます。

最初に、資料番号9番、サンパール観光株式会社の破産について説明させていただきます。

南レクが出資するサンパール観光株式会社が、松山地方裁判所宇和島支部に破産手続開始決定を受けることとなりました。

1. 概要は下記のとおりです。愛南町の保有の株式は9,900株、持株比率は11.65%です。

次に、破産の経緯です。

(1)令和4年3月31日午後7時、サンパール観光株式会社の臨時役員会を開催し、令和4年4月1日をもって、営業を停止し破産の申請をすることとなりました。

(2)令和4年5月2日、松山地方裁判所宇和島支部から愛南町に、令和4年4月25日午前11時30分、破産手続を開始したとの通知がありました。

続きまして、3. 破産の今後の予定は、

(1)破産手続は、破産管財人（弁護士）が行います。

(2)債権届出期間は、令和4年6月24日までです。

(3)令和4年9月9日午後1時30分、財産状況報告集会・再建調査等の集会を開催する。

最後に、4. 跡地利用については、

破産管財人が処理を進める中で、親会社である南レク株式会社及び愛媛県と連携し、町にとって良い跡地利用がなされるよう協力及び要望をしていきたいと考えております。

以上が、サンパール観光株式会社の破産についての報告です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 残念なことですが、破産手続をしているということで、町民の方からよく聞かれるのは、プールも使えなくなるんですか。それからロッジも使えなくなるんですかということなんですけど、それはどうなっているのかということが1点。

2点目は、破産の今後の予定の(3)9月9日に財産状況報告集会所等があるということですが、これ町が株主であり、ということは町民が株主ということですよ。これ、町民の方も聞きに行きたい方は行けるのでしょうか。

3点目、跡地利用なんですけれども、南レク、県と連携して跡地利用がされるよう協力、要望していきたいということですが、これ、跡地ということは、取り壊しはもちろん耐震性もないのでできれば早く取り壊したほうが良いと思うんですけども、その取り壊しの負担の割合とかがどうなのかというのをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、3点、お願いします。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 まず1点目のロッジですが、ロッジは愛媛県の土地にロッジの所有者は南レク株式会社が持っています。そこは今後どうするのかというのは決定をしておりません。そのままです。

それから、プールにつきましては、県所有の施設で南レクが指定管理として運営のほうをやっております。そのプールにつきましては、今までどおり運行をするようにしております。

それと2点目の9月9日の財産状況の報告集会、これにつきましては、債権者の集まりですので、愛南町側は会社側の立場になりますので、そちらのほうには一般町民の方は債権ということではありませんので、参加できないと思います。

3点目の跡地利用につきましては、取り壊しがどのような形で取り壊しするのか、かつどのような補助金をもらって取り壊すかによって町の負担もあるかないかというのが変わってきます。国の制度に基づいて取り壊しの補助金を獲得するということになりますと、国と県と町の負担割合がおのずと決まってくるので、どのタイミングで、あと、跡地をどのような形で利用して取り壊すのかによって変わってきますので、今のところ金額がどのくらいとか負担割合がどのくらいということは今、明言はできておりません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 では、プールとロッジについては、今後も活用できる可能性があるということで、特にこれから夏なので、町民の方はまだ全く御存じないので、活用できるということでぜひ早目に広報してあげていただきたいと思います。

それと併せて、南レクの跡地をどう活用するかという町民の間でもいろいろアイデアが出ています。そういうこともオープンに意見募集などをされてはいかかと思いますが、いかがでしょうか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 プールがそのまま使えるということにつきましては、町のほうの観光のシーズでもありますので、それはPRをきちんとしていきたいと考えております。

それと、跡地利用につきましては、先ほど、申し上げましたように管財人の債権の破産管財人の範疇になりますので、今度どうするのかというのは町民の御意見をいただいても反映しに

くいと思いますので、その辺は破産管財人の今後の動きを県とそれから南レクと合わせて見守っていききたいと、要望していききたいという状況です。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。ないようですので、この件は終了いたします。

続いて、11番、ふるさと納税業務の委託について、報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 次に、資料番号10番、ふるさと納税業務の委託について、説明をさせていただきます。

1の業務委託の経緯です。本町では、ふるさと納税制度を通じた魅力発信やプロモーションを実施し、寄附件数や寄附額の増加を図ることで財源の確保に努めるとともに、地域経済の活性化を推進しているところです。

令和3年度におきましては、全国から入金換算で、前年比約3.4倍となる6億9,254万円の御寄附をいただきました。そこで、今後、さらなる寄附金額の増加と業務の効率化、効果的な運営を図るため、ふるさと納税に係る業務を包括的に委託するものです。

2の委託業務の内容は、「ふるさとチョイス」、「さとふる」などといういわゆるポータルサイトと言われるサイトの運営管理業務、寄附者への書類発送業務、返礼品開発業務などのふるさと納税に係る業務を包括的に委託します。

3の委託業者特定方法及び契約スケジュールです。受託業者は、公募型プロポーザル方式で選定をし、補正予算成立後、速やかに委託契約を締結する予定です。

最後に、4の6月補正予算額につきましては、業務委託料としまして5,720万円を予算計上させていただいております。

以上が、ふるさと納税業務の委託についての報告です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 ふるさと納税に係る業務を包括的に委託するという事で、ほとんど全てのこの事業は外注ということになるんだと思いますけど、何らかの形で商工観光課の職員が負うことになる部分というのはありますか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 特に地元の事業者さんとの関わり方とか、それから商品開発とかいうのは全部、丸投げではできませんので、きちんとその辺は関わっていききたいと考えております。

それと、ふるさと納税の業務、11月、12月に集中します。その間、電話対応、クレーム対応、もう本当に通常が一番そのときに、寄附金が集まるときにきちんとしたサポートもできてなかったの、その部分にしっかり力を入れて、ふるさと納税を伸ばしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。ないようですので、以上で、この件は終了いたします。

続いて、12番、愛南版応援金についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 次に、資料番号11番、愛南版応援金について、説明させていただきます。

1の趣旨です。町内の事業者は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、昨今の原油価格、物価の高騰によって経営環境の悪化に直面しています。そこで、経営の苦しい事業者への緊急的な経営支援のため、新たな給付金施策として「愛南版応援金事業」を実施します。

次に2の対象者は、町内で事業収入を得ている中小企業者でNPO法人、農業者、漁業者など幅広い業種の事業者を含みます。

3の主な要件です。(1)番から(4)番までの要件を全て満たす必要があります。

まず、町内で事業を行っており、法人は町内に事業所を置き、個人事業者は町内に住所があることが要件です。

次に、売上減少の理由として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、または原油価格、物価高騰の影響を受けていることが必要です。

そして、最後に、(4)では、ア、イ、ウのいずれかの要件を満たしていなければなりません。

ア、国の事業復活支援金か、イ、愛媛県のえひめ版応援金第4弾を受給しているか、または、ウ、それらを受給していない事業者につきましては、令和4年1月から6月までの期間と、平成31年、令和2年または令和3年度の同期と比較して、任意のひと月の売上が30%以上減少したか、または任意の連続2か月の売上が連続15%以上減少したかが要件となっております。

4の交付額です。交付額は、給付金として法人、個人事業者とも一律10万円となっております。

最後に、5番、6番の6月補正予算計上についてですが、予算額は2,810万円です。積算根拠は、280事業者を見込んでいることから、1事業者当たり10万円で280事業者をかけた2,800万円の給付金、そして消耗品等が10万円です。

以上が、愛南版応援金についての報告です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。ないようですので、以上でこの件は終了いたします。

続いて、13番、新型コロナウイルス感染症対策愛南泊まって得旅キャンペーン事業についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 次に、資料番号12番、新型コロナウイルス感染症対策愛南泊まって得旅キャンペーン事業について、説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、打撃を受けている愛南町内の観光需要の回復を支援するため、町内の宿泊施設を利用した方を対象に、町内で一定金額以上のお買い物などをさせていただくと1万円の町内発行の領収書に対しまして5,000円をキャッシュバックするキャンペーンを実施します。

(1)の対象者は、町内の宿泊施設に宿泊した方と宿泊施設、商店施設などです。

(2)の支援内容としましては、町内の登録宿泊施設に宿泊した方が、宿泊前後の日に、宿泊費以外に、町内で総額1万円以上の買い物などをすると、後日5,000円をキャッシュバックするものです。

(3)の実施期間は、夏休みと秋の観光シーズンである8月10日水曜日から9月30日金曜日までを予定しております。

(4)の今回6月補正の予算額は、3,108万円です。

(5)予算の内訳は、宿泊者への補助金が2,800万円です。こちらは従来の宿泊実績を参考に、期間中5,600人の宿泊者を見込んで計算しています。そのほか、宿泊施設に対する宿泊証明書の発行事務手数料を45万円、通信運搬費30万円、広告宣伝費198万円、印刷製本費、消耗品を計上しております。

(6)の実施方法は、まず、町内の宿泊施設で登録店を募集します。登録した宿泊施設は、期間中に宿泊した方に、キャンペーンの周知を行い、申請書を兼ねました宿泊証明書を発行します。宿泊者はキャッシュバックを受ける場合、町内で発行された領収書を申請書に添付し、町へ申請します。対象者には、後日指定の口座にキャッシュバックを行います。家族や団体などでの利用の場合は、宿泊人数分を上限に1万円を超えるごとに5,000円のキャッシュバックを行います。登録宿泊施設は、1週間ごと宿泊実績を町の方に報告してもらい、申請書兼宿泊証明書の発行1件につき、300円の手数料を交付することとしております。

最後に、周知の方法は、ホームページ等、テレビやラジオ、インターネットなどにより、広く周知する予定としております。

以上が、新型コロナウイルス感染症対策愛南泊まって得旅キャンペーン事業についての報告です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑はございませんか。

少林議員。

○少林議員 ちょっとお聞かせください。2つです。

1つ目、この対象者は旅館組合に入っているところ、あるいは商工会に入っているところでしょうか。

2つ目、宣伝をどう周知するかです。旅行者のみならず業者への周知ですね。例えば、今、きずな博をされてます。これは県主催ですけど。町民も知らん人が多いし、町内の事業者も知らない方が結構あるということで、今からですけれど。

どのように周知するかということをお聞かせください。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 対象の事業者はまず、宿泊の登録事業者の方が対象になります。そこに泊まった方が今回のキャッシュバックを受ける方になりますので、その宿泊した宿泊の業者さんが宿泊者に周知していただく。それから、よく泊っていただく方にも周知していただくというような形で連携をとっていきたいと思います。

それから、愛南町に泊まりに来たいなど、こういうキャンペーンがあるから泊りに来たいという方につきましては、先ほど、申しあげましたようにホームページ、それからテレビ、ラジオ等でPRをしていきたいと思います。町内のお金を使うところにつきましても、この期間中はこういった形で領収書が欲しいよというような形の申請があるということも、周知もしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 1つの、ここに当てはまる業者というのは、旅館組合や商工会に入っている業者だけかどうかをお聞かせください。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工会に入っているとかは関係ありません。町内の事業者でしたら、登録の宿泊になってもらっても結構です。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、以上でこの件は終了いたします。

続いて、14番、合宿誘致補助金制度の改正についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 資料番号13番、合宿誘致補助金制度の改正について、説明させていただきます。

まず、1の改正の経緯につきまして、この事業は、町内の宿泊施設で宿泊して合宿を行う町外のスポーツ・文化団体に対しまして、一定の要件のもと補助金を交付してまいりました。

しかしながら、本町には地理的に不利な要因から多額の交通費がかかってしまうというデメリットがあります。加えまして近隣の他市町の補助金制度が充実してきたことから、これまでの補助金制度では不十分であると考えております。実際、昨年度には本町の補助金制度を数回利用していただいた団体が、本町よりも補助金制度が充実している宿毛市等を選択することが起こってしまいました。

以上のことから、多くの団体が合宿を行う期間に補助金の単価を上げるなど制度改正を行い、7月からの合宿シーズンに向けて利用促進を図りたいと考えています。

次に2の改正する要件等です。下の図を御覧ください。赤枠で囲んでいる部分が今回の改正

する部分になります。2月から3月の春季と、7月から9月の夏季の期間は、20泊から対象としまして、単価を2,000円に増額する予定です。

最後に3の6月補正予算の額につきましては、現行の補助金額を倍にするため、現予算の同額の70万円を予算計上させていただきます。

以上が、合宿誘致補助金制度の改正についての報告です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑を受けます、御質疑ありませんか。ないようですので、以上でこの件は終了いたします。

続いて、15番、ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣の代替事業についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 資料番号14番、ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣の代替事業について、説明させていただきます。

資料上から、1代替事業、愛南マラニック～食と海と太陽と～についてです。

愛南食のイベント実行委員会では、今年のぎゅぎゅっと愛南夏の陣の中止を決定しまして、代替事業を検討してまいりました。令和4年4月28日開催の愛南食のイベント実行委員会で、この提案しました事業化を正式決定しまして、現在、実施に向けて準備を進めているところです。

まず、マラニックという言葉自体を、聞いたことがないと思いますが、※印の注釈にありますように、マラソンとピクニックを合わせた造語になります。マラソンは、御存じのとおり、タイムや順位を競う競技ですが、マラニックはそうではなく、ゆっくりと走って、景色を楽しみ、またエイドステーションで、食を堪能して走る観光プログラムです。

2の愛南マラニックのねらいとしまして、観光振興に主体的に食を絡めつつ、観光スポットを巡り、物産振興、宿泊の増加を掲げております。

では、愛南町でどのように実施するかですが、3番の愛南マラニックの概要を御覧ください。

開催日時は、夏の陣の代替事業ですので、夏の終りの時期8月28日の日曜日、朝7時スタート、夕方4時までにゴールという設定にしております。制限時間は、9時間です。

続いて、コースマップを御覧ください。

スタートは、図の右上、南レク御荘公園です。まず国道の歩道を通って紫電改展示館まで行き、次に外泊地区石垣の里、高茂岬と順に西海地域をぐるっと巡っていきます。そして、中浦地区に向かい、御荘湾の海岸線を走って、ゴールの南レク御荘公園に帰ってくるコースとなっております。総延長は約55キロにもなり、アップダウンの激しいコースです。四国で一番のハードコースになるかと思えます。食をPRするという面では、途中のエイドステーションで、カツオ・鯛の紅白丼や河内晩柑のジュースなど、特産品を提供します。また、参加賞についても、愛南町の特産品を提供しようと考えております。

参加費はお一人1万円で、定員は300名を予定しております。対象として、フルマラソンに飽きたような、長距離を走るのが好きな方をターゲットとしております。

事業費は、約930万円ほどです。収入は、町の予算から負担金550万円、参加料300万円です。支出は、専門の企画運営会社への委託料となっております。

新型コロナ対策については、ワクチン接種証明またはPCR検査等の陰性結果の提示を義務付けるなど、しっかりと行います。

以上が、ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣の代替事業についての報告です。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 宇和海国立公園50周年記念事業ということで、いいと思いますが、これ、一応、事業は専門の企画運営会社に委託ということなんですけども、職員の方たちの負担というのは、どのくらいになるんですかね。

今までイベントをたくさんして大変だったと思うんですけど、どのくらいの負担になるんですか。何人くらいがどのくらいの時間を割かないといけなくなるんでしょうか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 この事業に携わるのは当然、商工観光課、それから生涯学習課、公民館のほうの担当になりますので、今までのように職員がいっぱい出てというようなことはなかろうと思っています。今のところ、配置とかを最終的な調整をしておりますので、職員については、あまり負担をかけないようなつもりではおります。

ただし、食のイベント実行委員会ですので、漁協さん、商工会、そういった方々にも御協力いただける体制もとっておりますので、町が一体となってやる事業と考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

少林議員。

○少林議員 教えてください。2点です。

7時からスタートだから、これは泊を伴うだろうというふうな戦略で行かれてるのかなあと、もしそうならいいなと思っております。なるべく泊をと。

2つ目は、この収支がまだ具体的によく分からないんですが、これは収支で黒字を見込んでおられますか。それとも赤字でも、これは今後のことを考えてやる価値があるというふうなおつもりでしょうか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 7時スタートというのは、宿泊を願っております。それを狙っておりますが、正解です。すみません。

それと、赤字でもやるのかというのは、ちょっと今のところやってみなければ参加人数が分からないので、300人というのはちょっと集まるかなという心配をしていたんですけど、お隣の県でもこういうもっとハードな100キロの部にすると500人以上集まるようなことなので、ある程度、目的とかいうのが明確にないと人が集まらないということなので、しっかり周知をして人数を集めたいと思います。

これがまた成功すれば、愛南町の新しい目玉にもなるかもしれませんので、思い切った施策を夏にやらせていただきます。

以上です。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 提案なんですけども、町が1つになって盛り上げようということで、ぜひそうしてほしいと。職員の方も幾らか負担はあるみたいですけど、できれば町民の方のボランティアを募っていくというのも1つの手ではないかなと思います。それはそれで大変な手続になるんですけど、盛り上がりという意味では検討いただけたらと思います。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 もうぜひ、ボランティアは募集したいと考えております。

○原田議長 ほかにありませんか。

池田議員。

○池田議員 すみません、これはコースの中に高茂岬線とか県道が入っております。

特に、高茂岬線は物すごい落石があったり、道路の状態がちょっと危険なところもありますので、されるんやったら早目に県と連携をとって、道路の整備も県のほうに要望してもらたらと思います。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 6月上旬に、知事のほうにこういった事業をやりますということで御紹介に

上がるようになっておりますので、その場所でも道のほうの整備もという形でお願いしてみますので。はい、ありがとうございました。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 これって、例えば、55 って、我々からすると結構ハードかなあと、距離的に。

例えば、家族で参加するにはちょっとショートのそういったものは考えてないんですか。例えば、25 キロくらいで観光とあれと一緒に家族、対象者の子供の制限はあるんでしょうけども、そういうことは考えてないんでしょうか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 今のところ、そのリレー方式の分は考えておりません。こういったフルマラソンとかに飽きた長い距離を走りたいという人たちをターゲットにしておりますので。もっと長ければ、もっと集まるのかもしれませんが、ちょっと夏の時期なのでこのくらいで。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 先ほどの池田議員の質問とも関連するんですが、日頃から町民の方たちから、こんなに西海の高茂岬に行くところでも、内海に行くところでも絶景が物すごくあるのに、葦とかがいっぱい生えて見えない。あれをせめてきれいにしたら、もっともっと観光客が来るのというお声をたくさん聞きます。せっかくの機会なので、この機会に国立公園であっても適切な届出をすれば伐採はできるわけですから、ぜひ、景色を少しでもというか、この際、思い切ってきれいにしていただけたらと思いますが、検討いただけませんかでしょうか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 知事のほうにも、それもう一度、お願いしてみます。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 何分、55 キロということで、日本一厳しいマラソンとうたっているくらいなんですけど、その時期が 8 月 28 日という過酷な一番暑いときなので、やる中で一つのリスクとして熱中症とかかなり出る可能性があるんで、救護体制をしっかりと整えて開催することは必要かと思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 給水ポイントを多く設置しまして、またエイドステーション、食べてもらうようなステーションで水をかぶれるようにするなど熱中症対策もきちんとするつもりでおりますので、その辺はできるだけ対策をとりたいと考えております。
以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、以上で、この件は終了いたします。

続いて、16 番、愛南町公立小中学校再編計画（素案）について、報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 愛南町公立小中学校再編計画（素案）について、説明いたしますので資料 15 を御覧ください。

まず、1 ページ目ですが、I として、計画の策定について、経緯、学校の現状、また愛南町学校統廃合検討委員会への諮問、その答申に関する事、子供たちが歩むこれからの時代の社会背景にあった教育の在り方、望ましい教育環境の整備と充実のために本計画を策定すると記載しています。

2 ページ目には、II として、小学校は町内 5 校に、中学校は 2 校に再編することを記載しております。

決定とあるのは、保護者の合意形成が図れ、また地域との意見交換等も行い、再編先、再編年度について合意形成ができた学校ということになります。

目標とあるのは、保護者等との意見交換を継続していく学校です。検討委員会から示された再編時期は、5 年とありますので、教育委員会としては、その年度を目標として理解・合意形

成を図っていきたいと考えております。

小学校においては、再編することで複式学級の解消が図れる地域の学校は、積極的に推進するとし、そうでない地域の学校は、ひとまずゼロ人学級を解消し、当面の間は継続する旨を記載しております。

中学校においては、部活動の選択肢の拡充、そしてクラス替えができる学校規模とする旨、記載しています。

3 ページには、これまでも学校再編の際には、新たに発生する費用負担に関しては町で負担してきております。それを記載しております。

また、保護者との意見交換の中で、学校区が選択できるようにしてほしいという要望・声が多数ありました。そこで、今回の再編計画に決定とされる学校へ再編年度までに通学を希望した場合は、通学区域とみなして、発生する経費等に対応できる措置を考え記載しております。

Ⅲには、学校再編に伴って出てくると思われる不安や課題について、学校、教育委員会、地域で取り得る対応策を記載しております。

4 ページ目のⅣでは、閉校施設の管理等について、記載しています。今後、必要に応じて見直していくことになる学校施設等長寿命化計画とも整合性を図りながら、解体を含め検討していくことを記載しております。

最後に、参考資料として、検討委員会が示した「望ましい学校規模」、法令上、国が定める標準学級数、学校・学年別の児童生徒数、学級数の一覧を添付しております。保護者との意見交換の継続が必要な学校については、引き続き、理解・合意形成を図ってまいります。その上で、地域の方への説明ができるようにしていきたいと考えております。

この素案は、これから 30 日間、パブリックコメントを実施して、その後、案として教育委員会に諮って、決定していきたいと考えております。本再編計画は、出来上がった後、年度ごとに必要に応じて見直して、計画の変更などを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、説明といたします。よろしく申し上げます。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 直接、計画とは関係ないんですけど、篠山小中学校組合の学校の検討状況について、検討されているようであれば、お聞きします。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 すみません。その分、申し遅れました。

篠山小中学校につきましては、検討委員会の答申に関しましては愛南町の状況を説明に上がっております。

それと、あと宿毛市の市長、そしてまた教育長のほうにはまた愛南町のこの再編計画ができ上ったら、またそれを見ていただいて、今後、検討を始めていくということで事前に打ち合わせをしております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 今後の予定のことで確認をさせてください。

これが素案ということで、パブリックコメント、それからきちんとした再編計画というのの日程的なものを教えてください。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 パブリックコメントは明日から 30 日間いたします。

それで、周知については無線放送、そして各学校の保護者を通じてこの素案を配布し、パブリックコメントをすることを周知いたします。それと、あと各行政協力員のほうに回覧で素案を示し、パブリックコメントも行う旨を周知する予定です。

それが済みまして、御意見をいただいた分は整理し、今度は案がそこで整理されまして、その案をもって6月の定例教育委員会のほうで諮れたらというふうに、今のところ予定しております。

以上です。

○**原田議長** 以上でこの件は終了いたします。続いて、17番、南宇和高等学校魅力化推進事業について、報告を求めます。

岩井学校教育課長。

○**岩井学校教育課長** 南宇和高等学校魅力化推進事業について、説明いたしますので資料16を御覧ください。

まず、目的といたしましては、南宇和高等学校の学級数の減少が続くと、今後、分校化や募集停止、統合など学校再編の対象になっていく可能性があるため、入学生の増員につながるよう魅力化を推進し、町内唯一の県立高校の存続を支援するものであります。

経緯として、近年の南宇和高等学校への志願率は少子化に伴いまして生徒数の減少に加えて、南宇和高校以外の進路先を選択する生徒が大体30%~40%あるような状態です。

愛媛県県立学校振興計画検討委員会が出している中間報告では、1学年の学級数は3学級から8学級を基本というふうに出ております。そして存続への対応というのは、本当に喫緊の課題となっております。中間報告における統廃合基準は、3学級以上の県立高校で、1学年の入学生が80人以下の状況が3年続いた場合は、統合または募集停止ということで記載されております。

ただし、仮称といたしまして魅力化推進校に認定された場合は除かれることになっております。ただし、魅力化推進校（仮称）でも1学年の入学生が30人以下の状況が3年続いた場合は、統合または募集停止となるというふうに示されております。町内唯一である県立学校の存続は、定住促進、また経済効果など、南宇和高校の存続は愛南町の教育環境だけでなく、町全体に与える影響は大きいものと考えております。

事業内容としては、進学意識の向上、新時代を担う人材の育成、また勉学・地域連携によって豊かな未来を創造する個性あふれる生徒の育成を事業の軸として、現在は仮称ですが「なんこう学習センター」を開設して、進学意識及び進学イメージの向上を図っていき、探求型の学校活動などのカリキュラム支援を行っていくというふうに考えております。

次の6月定例会議会補正予算において、地域おこし協力隊を活用した人材を招聘するための予算837万8,000円と、魅力化推進事業費972万3,000円を計上いたします。

以上、説明といたします。よろしくお願ひします。

○**原田議長** 報告が終わりました。質疑ありませんか。

金繁議員。

○**金繁議員** 事業内容として進学のほうに力を入れるように、今、読み取れるんですけども、「地域連携」ということで、そちらに私は期待をしています。

というのは、南宇和高校の生徒さんたち、既にもう一生懸命、頑張って成果を出していますよね。GAP認証を日本で初めて取ったり、商い甲子園で優勝したり、やはりそういうことをもっともっとアピールする。GAP認証を取ったミカンがGAP認証を受けてないミカンと同じように流通しているということも聞いたことがあります。やはりその辺をバックアップしてあげるだけでも、今から農業の時代ともいわれますので、農業にもぜひ着目して力を入れていただけたらと思うんですけどもいかがでしょうか。

○**原田議長** 岩井学校教育課長。

○**岩井学校教育課長** 今、金繁議員が言われたとおりで、南宇和高校は非常にそういった部分で地域連携とか今、御紹介いただいたところは非常に一生懸命、頑張ってくれているというふうに認識しております。

先ほどの一部、申し上げましたようにカリキュラム支援という部分でその辺を全面的にバックアップできるような方策も考えて、高校と一緒に考えていけたらというふうに思っております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

少林議員。

○少林議員 すみません、2点ちょっとお願いします。

現在の1年生、2年生、3年生の人数をお知らせください。

それと、これは昨年度、たしか専門家のほうに委託したのではなかったんです。その結果がこれが出たということなんですか、教えてください。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 すみません、南宇和高校の生徒数ですが、今、ちょっと昨年度の3年度の分はつかんでいるんですが、318人。昨年度は318人ですが、今年度は4月で291人ということでございます。

それと、年度末に予算化した調査していただいた分はアンケート等も集計していただいて、その結果に基づいてやはり先ほど、申し上げたような進路指導等の必要性というところが高校を選んでいくというような結果が出ております。

以上でございます。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、この件を終了いたします。

続いて、18番、一本松支所庁舎整備について、報告を求めます。

尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 初めに、支所2階に保管をしております防災備蓄品に関し、4月25日の議員全員協議会におきまして、雨漏りや耐震のない現支所庁舎に保管することは望ましくないとの御意見を受け、支所庁舎内の防災備蓄品については、今月24日・25日の2日間で防災対策課のほうで一本松国民体育館に保管場所を移しましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、御説明させていただきます。

1の一本松保健センターの地盤調査等については、先般の議員全員協議会において、支所・保健センター・山村開発センターの3施設の現状を御確認いただきありがとうございました。その際、一本松保健センターの目視での傾きが見られるという説明をしておりましたが、議員各位から、簡易な地盤調査を実施すべきとの御指摘を受け、地盤や基礎部分の傾きにつきまして、5月10日、レーザー測定器による水平レベルの調査及び地盤の固さについては同施設裏側で鉄筋打込みによる簡易な調査を実施いたしました。

具体的な調査内容については、別紙1を御覧ください。

まず、左側、保健センターの正面側の①、②につきましては、それぞれ赤外線による水平レベルを測定し、基準線にポールを当て、確認した状況でございます。

続いて、右側を御覧ください。

建物裏側も同様に水平レベルの調査を実施したとともに、3枚目の写真が、地盤の固さを調査したもので、作業は同じ強さで鉄筋を20センチメートルの深さまで何回打込んだかを調査したものです。写真の奥側①が25回、③の手前側が65回と、40回の差があり、地盤の固さにばらつきがありましたが、建物の傾きや地盤沈下の異常は見られませんでしたので、御報告をさせていただきます。

それでは、次第にお戻りください。

2の一本松支所庁舎整備における基本的な方向性につきましては、議員各位から多様な御意見をいただいた中で、耐震のない現支所庁舎で業務を行う職員をはじめ来庁されるお客様の安全を確保することが最優先であり、なるべく早い時期に移転すべきということでの意見の一致

があったものと考えます。

町としましても、議員各位の御意見を尊重し、早急な対応をするためには、支所機能を一本松保健センターに移転することが最善であると考え、移転に向けた各種検討を進めていきたいと考えております。

また、一本松地域の皆様に対しましても、支所機能移転について町としての方向性を御説明するため、住民説明会を実施したいと考えております。

実施時期につきましては、6月定例議会後の実施を予定しております。

なお、別途、御意見のあった一本松病院や保育所等の在り方については、一旦、支所機能を保健センターへ移転後、総合的な視点での検討を行っていききたいと考えております。

最後に、3の一本松支所移転に伴うタイムスケジュールにつきましては、先ほど御説明したとおり、7月から8月上旬を目途に、支所機能を保健センターに移転することについての、支所機能移転に伴う保健センター内の配置及び改修内容の検討、支所機能移転に伴う執務に必要なパソコンや行政系ネットワークサーバー、雨量計、震度計等、関係各課との調整が必要な機器があるため、移転方法等についての検討、そして、支所機能移転についての住民説明会の実施、移転に伴う必要経費の算定を行い、8月に開催される議員全員協議会におきまして、検討内容の御報告をさせていただき、9月定例議会での予算化を図っていききたいと考えております。

以上、御報告をさせていただきます。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 地盤沈下してなかったということによかったと思います。

ただ、懇話会ですね、去年行われた1回目の懇話会の中で、地盤沈下しているといった情報を8人の委員の方におっしゃられたと思います。その方たちへの訂正というのはされたんでしょうか。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 懇話会の意見の中で、委員の方々に、今、金繁議員が言われるみたいに私のほうで「目視で地盤が沈下したような状況が見られますよ」というようなことは言ってはおりません。

委員の方々が視察をした実際の目でそういうような認識を持たれたという認識を持っております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 議員も、前回の4月25日に見せていただいた時点で、そういう目視であそこが曲がっているのは地盤沈下していると思われましてという説明でした。

でも、やはりこのレベル、ちゃんと地盤沈下をしている可能性があるというのであれば、最低限、簡単な調査で分かるわけですから、こういう客観的な情報を持って、このレベルの情報を出してほしいんですよ、最初から。皆さん、それで間違った方向に行きかねないですし時間の無駄です。

今後は、こういう無駄をしないように、このレベルのことをしてくださいということを、本当に痛切にお願いしたいです。これは支所長だけではなく、町長、副町長にお願いしたいと思います。

○原田議長 尾崎一本松支所長。

○尾崎一本松支所長 今まで保健センターにつきましては、前回、池田議員に言われたとおりの日常の管理につきまして、私のほうでしていたつもりでございますけども、今、金繁議員の御指摘のとおり目視での傾きが見られるというような印象を持っておったというのは事実でございますし、そういうことをしっかり調査をして、形として数値でしていくということを気をつ

けていきたいと思ひます。

以上です。

○原田議長 ほかに。

池田議員。

○池田議員 ありがとうございます。

ただ、誤解をせんようにしてもらいたひのは、目視は大事なことです。

まず目視があつて、それからのことなので、目視をおろそかにしとるといふような誤解のないようにお願いします。本当に目視は大事です。目視があつて初めてそういうことが分かつていくんで、その点だけは十分に御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい、目視は大事ですね。先ほどの私の答え、尾崎支所長からいただいたんですけど、町長、副町長もしくはこの施設管理の企画財政ですね、担当の。今後このようなことがないようにしていただきたいという点についてはいかがでしょうか。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 今後、きつちりと気をつけたいと思ひます。

○原田議長 以上で、この件を終了いたします。

続いて、19番、施策検討住民ワークショップの開催についての報告を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 失礼いたします。資料は18になります。

施策検討住民ワークショップの開催について、御説明いたします。

まず最初に、本件の詳細につきましても、まだ固まていない部分があるため、現段階におきましての大まかな説明となりますが、どうか御容赦いただきたいと思ひます。

この事業の目的といたしましては、主役は住民のもと、住民と行政の連携した施策検討の場を設けることにより、第3次愛南町総合計画の基本構想に掲げる「ともに彩を育むまちづくり」の実現のためのより実効性のある施策・事業を検討するものです。

ワークショップの内容についてですが、まず、今現在実施しております総合計画住民アンケートを活用し、この集計結果により現在の住民が感じているまちづくりの満足度・重要度などの結果を参考にして、2つから3つ程度のテーマを選定したいと思ひます。テーマにつきましても、その対応が一つの所属に、一つの課に限るようなことはせず、複数の所属で対応できるような横断的なテーマ設定をしたいと考えております。

例といたしましては、移住定住対策についてでありますとか子育て支援についてなどでございます。

テーマの設定後は、テーマごとにワークショップの参加者を今の段階では30名程度と想定しておりますが、募集したいと考えております。アンケート結果が出ますのが6月中であります。そのため、参加者の募集は7月からを予定しております。

ワークショップの開催につきましても、テーマの主管課及び関係課によりワークショップを年末までに2回程度開催していくこととします。

そして、ワークショップでの住民の意見を吸い上げて、取りまとめた意見については、主管課において町の見解を説明し、ふさわしい提案事業などがありましたら次年度の予算化について検討する予定となっております。

以上、ワークショップの開催についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。御質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 いよいよ住民参画の事業が始まるということで、大変、期待をしております。

大変な事務量になってくると思うんですけども、今こういうワークショップをやっている自治体は大変、増えてますよね。できれば専門家、少なくともファシリテーター、できればこういうワークショップの専門家がいいと思うんですけども、私は入ってもらったほうがいいと思うんですが、その辺は御検討いただけますでしょうか。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 実は始めてする事業でございます、初年度については専門家に来ていただくような予算化をしておりますので、これ、引き続き、次年度からもやっていきたいと思っておりますから、現段階では試験的に職員対応でやりたいと考えております。次年度、行う際にやはり専門家が必要であろうということになれば、そのときにまた対応したいと思います。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。ないようですので、この件は終了いたします。

続いて、20番、個別施設計画の変更についての報告を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 資料は、19になります。

個別施設計画の変更について、御説明いたします。

令和3年3月に策定いたしました愛南町個別施設計画につきまして、各施設の点検により把握した施設状況や、状態の変化等により、内容を一部変更したので御報告します。

変更内容の1点目、施設の数です。令和3年度中に一本松方面隊増田消防詰所が新築されたことにより460から461に変更しています。

次に2点目、施設の方向性です。存続が364から1増えて365に、一部廃止が4から1増えて5に、廃止が92から1減って91となっております。具体的には、青果市場及び緑地区農業センターを廃止から存続へ、また、一本松支所を存続から一部廃止へ変更し、旧増田消防詰所を廃止としております。

次に3点目、全体事業費でございます。

建築系公共施設が187億9,099万8,000円から197億8,649万円に増額、インフラ系施設が173億8,966万8,000円から175億1,435万円に増額となり、全体事業費で361億8,066万6,000円から373億84万円に増額となっております。

4点目に変更した主な施設について記載しております。

公民館施設は、城辺公民館で屋根瓦葺き替え改修工事2,574万円を、僧都公民館で屋根・外壁改修工事1,341万9,000円を追加しております。

二つ目、スポーツ施設では、御荘B&G海洋センターでプール棟塗装替等工事1,500万円を7,400万円に増額しております。

産業系施設は、うみらいく愛南で空調改修工事755万円を追加しております。

子育て支援施設では、城辺保育所が空調改修工事2,200万円を、御荘保育所が同じく空調改修工事2,200万円を追加しております。

保健施設においては、一本松保健センターで外壁塗装等工事800万円、及び空調改修工事700万円を追加しております。

庁舎等では、一本松支所に解体工事3,333万1,000円を追加し、今後の方向性を支所機能は一本松保健センターに移転を検討すると記載内容の変更をしております。

7番、集落排水施設の漁業集落排水施設においては、令和3年度に「機能保全計画」を策定したところであり、その数値を反映しております。これにより、集落排水施設全体事業費は3億2,250万円から11億6,091万2,000円に増額となります。

最後に、今後のスケジュールとなりますが、今年度8月の公表に向けて、7月中にパブリックコメントを行い、その後、町のホームページにて公表を行う予定としております。

以上、個別施設計画の変更についての説明といたしますが、変更内容を反映した計画も添付

しておりますので、後ほど、お目通しいただければと思います。

以上です。

○**原田議長** 報告が終わりました。御質疑ございませんか。ないようですので、この件を終了いたします。

続いて、21番、個人番号カード交付事業に係る愛南町マイナンバーカード普及プレミアム商品券についての報告を求めます。

立花総務課長。

○**立花総務課長** 総務課から、6月補正予算に計上を予定しております個人番号カード交付事業に係る愛南町マイナンバーカード普及プレミアム商品券について、説明します。

資料20を御覧ください。

本事業は、マイナンバーカードの交付率を高めること、また、コロナ禍の影響により売上げが減少している地元事業者への支援を目的に、マイナンバーカード取得者に対しまして、プレミアム商品券を配布するものであります。

事業の実施期間は、令和4年9月1日から同年12月31日までとしています。プレミアム商品券の配布対象者は、8月31日までにマイナンバーカードを取得している方、9月30日までに申請をし、12月23日までに取得した方、そして、9月1日から12月23日までに転入した方のうちマイナンバーカードを取得している方です。

プレミアム商品券が使用できる店舗につきましては、募集により決定する予定です。プレミアム商品券は、登録店全店舗で使用できる共通券500円×14枚の7,000円と、地元店舗のみで使用できる地域券500円×6枚の3,000円の合計10,000円を配布します。

商品券の配布方法は、8月31日までに取得している方につきましては、郵送で配布、9月1日以降の方は、窓口で手続に併せて配布する予定です。

最後に総事業費は1億6,890万円を計上し、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応する予定です。

以上、説明といたします。

○**原田議長** 報告が終わりました。御質疑ございませんか。

金繁議員。

○**金繁議員** やっと住民全員に配布という形になってよかったなと思います。

一方で、マイナンバーカードの交付を受けている者に限られるということですが、これ、今の段階でどのくらいのパーセンテージの住民が交付を受けているのか。

それから、この施策によってどの程度の何%くらいの増加を見込んでいるのか、お聞かせください。

○**原田議長** 立花総務課長。

○**立花総務課長** 総務課のほうで把握している状況についてで御回答させていただきます。

マイナンバーカードの交付率につきましては、30%台で交付が完了している状況があったかと記憶しております。

今回の取組によりまして、交付率は80%の交付を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**原田議長** ほかに。

少林議員。

○**少林議員** 以前、同僚議員からも何か質問があったりしたと思うんですけど、結局はマイナンバーがとつても得だよということが分からんといけんのですが、利便性という点でよくなった点はありますでしょうか。

○**原田議長** 立花総務課長。

○立花総務課長 主立った点を御説明させていただきますと、先般の報道等でもございましたが、医療保険をマイナンバーカードにひもづけることを目指しているというような報道もございましたので、そういったところを踏まえまして早目に町民の方々に多くの方々に取得をしていただいて、利便性等周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 他にございませんか。ないようですので、この件を終了いたします。

続いて、22番、旧長崎保育所減額貸付について、報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 旧長崎保育所減額貸付について、説明をいたします。

資料21を御覧ください。

昨年度末で閉園となり、用途廃止いたしました旧長崎保育所についてですが、町有財産を有効に活用するという点から、カサヨハネ株式会社代表取締役岡澤エディ氏より減額貸付の申請がありましたので、福祉事業等による就労支援及び普通財産の有効利用のため、貸付料を減額貸付したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、6月議会に提案する予定としております。

減額貸付期間は令和4年7月1日から令和7年3月31日までとしております。

貸付する町有財産の明細については、土地は下の位置図の黄枠に囲まれた範囲となります。所在地は愛南町御荘平城359番ほか3筆、種別は宅地、面積は3筆の合計で2,224平米、建物の所在地は愛南町御荘平城360番、種別は鉄骨造平屋建、面積は3棟で484.53平米であります。

2ページ、上段を御覧ください。

町有財産の減額貸付料の算定は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の表を規準として貸付料を算定しております。

該当事由は、愛南町に住所を有する法人、個人、NPO法人が、今後の事業拡大や、起業支援、福祉事業等を用いて、新しい雇用が見込める場合、減額貸付料率は条例で定める適正な価格の5分の1、減額貸付価格年額47万4,500円、条例で定める適正な貸付価格は、年額で237万2,800円であり、建物、土地については、路線価格を用いて算出した額であります。

最後に、借受者の概要を説明します。

名称はカサヨハネ株式会社、所在地は南宇和郡愛南町御荘平城1976番地、代表者は岡澤エディ氏、従業員数は4名、事業形態は就労継続支援B型事業所であります。

以上、旧長崎保育所減額貸付についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。ないようですので、この件は終了いたします。

続いて、23番、旧魚神山小学校プール用地売却について、報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 旧魚神山小学校プール用地売却について、説明をいたします。

資料22を御覧ください。

昨年、旧魚神山小学校プールの土地を売却してほしいとの相談が町に寄せられ、平成19年度に魚神山小学校が閉校して以降、主な活用の実績がないこと、今後の活用計画も予定されていないことを踏まえまして、町といたしましては一般競争入札による売却の方向で検討を行い、学校という施設である以上、地区の理解も必要と考え、魚神山地区・網代地区役員への概要説明及び両地区への回覧文書による周知を行っております。

売却予定地は、下の位置図の黄枠に囲まれた範囲となります。所在地は愛南町魚神山179番地3、地目は学校用地（旧魚神山小学校プール用地）、地積は2,627平米であります。

予定価格についてですが、価格は、不動産鑑定士の評価に基づいて、町有財産管理審査会で

審議を行い決定しております。不動産鑑定士の評価は、1 平米当たり 3,800 円で、評価額としては、998 万 2,600 円でありましたが、不動産鑑定士の意見書では、この物件には構築物である屋外プールと附属の建屋があり、これらは今後、再利用する可能性は低い上、仮に再利用した場合の改修費、取壊し費用は土地の更地としての評価額を上回ると見込まれ、阻害物件として把握するのが妥当である。また、阻害物件付の土地価格は、更地価格に対して有効利用が妨げられる程度に応じた減価修正を考慮して求められることが妥当であるとの内容でありました。

この意見書を基に、2 ページ上段に記載のとおり、最終的な予定価格は、評価額の 998 万 2,600 円に減価割合の 100 分の 50 を乗じた 499 万 1,000 円を予定価格として公表する予定としています。

最後に、今後の予定についてですが、入札公告は令和 4 年 6 月 1 日、入札参加資格の申込期間は 6 月 1 日から 21 日、開札日は 7 月 21 日とし、周知方法は 6 月号広報紙、町ホームページに掲載することとしております。

以上、旧魚神山小学校プール用地売却についての説明といたします。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 今年度 4 月に魚神山地区、網代地区役員への概要説明を行っている。周知を行っているということですが、住民の方たちの反応はどうだったんでしょうか。皆さん、賛成でしたか。

それから、2 点目は、これ総務課が担当されているということですが、学校のプールなのでもともとは教育委員会の行政財産だったと思うんですが、総務課が御担当ということは、もう既に普通財産にされてるんでしょうか。それはいつされたんでしょうか。

以上、2 点、お願いします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 まず、地区役員の方あるいはその回覧を行ったことに対しまして、地域住民の方から寄せられた意見はというところについて、御回答させていただきます。

寄せられた意見としましては、売却についての説明は理解をさせていただいたというふうに捉えております。

ただ、地域の方からは、迷惑施設になるようなことになれば、ちょっと気になるんだけどもというような御意見をいただいておりますので、今後のスケジュールで公告を行った中で入札の参加意向を確認する予定としております。

意向があるような手上げがあった方に対しましては、参考にどういった用途を検討されているのかというのはお聞きしながら、情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、普通財産へ移行した時点なんですけど、令和 4 年 4 月 22 日に普通財産のほうに移行をしております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

少林議員。

○少林議員 手順的なものなのですが、昨年 9 月の定例議会でお尋ねをした際、中村教育長は、この廃校になった校舎等の今後のやり方としては、まず地域に話をして活用の希望を聞きますと。その後は、公募をしていくということが考えられますという形でしたが、そのような手順の中で、この希望、買いたいという希望が出たのでしょうか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 私のほうから、お答えさせていただきます。

平成 19 年度に魚神山小学校が閉校して以降、地域のほうでもし御活用をされるような御意向があればということで、そちらについては随時、窓口を開いておったかと記憶をしております。

す。

そういった中で、先ほど、御説明をさしていただきましたが、主な活用実績がないこと、また、今後の活用計画もないという点を確認をしまして、地域の役員の方、合わせて地区住民の方に周知をさしていただいております。

それとは別の時系列で魚神山小学校のプールは購入したいのだが、それは可能かというような御相談が寄せられて、検討したという経緯になっております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 すみません、愛南町全体の住民の方々に対しての公募というのはされたんですか、ということですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 売却の公募につきましては、町民に限った話ではなく広く町外の方も含めて売却の公募は図ることとしております。

以上です。

○原田議長 他にありませんか。

少林議員。

○少林議員 今よく聞こえなかったんですが、愛南町を含め一般に広く公募をしてきたのですかね。それと、ここの利用をしませんかというような公募も併せてですが、広くしてこられたんでしょうか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 閉校施設については、その閉校時に先ほど、総務課長も申し上げたように地域の方々等にそういう呼びかけはこれまでもしてきております。

それと、あところいった廃校について魚神山小学校もそうですけれども、文科省のホームページのほうにも一定期間載せて、利活用に関して募集をしておりました。

ただし、そういったものがなかったのので、そういったホームページからも一旦、のけております。そういった意味で、住民の方々も含めて全国的にそういった募集はかけてきたということです。

以上です。

○原田議長 他にございませんか。ないようですので、以上でこの件を終了いたします。

続いて、24 番最後です。城辺商工会総合事務所耐震診断・耐震補強工事設計について、報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 城辺商工会総合事務所耐震診断・耐震補強工事設計について、説明をします。

資料 23 を御覧ください。

城辺商工会は、昭和 55 年度に建設され、旧耐震基準による設計となっており、場所は下の位置図の黄枠に囲まれた範囲となります。1 階、2 階は商工会管理のもと、商工会城辺支所として使用、3 階を町管理のもとで、城辺総合事務所として使用しております。

今回、商工会城辺支所の廃止が検討されていることに伴い、その後の建物管理等が町へ移行されることが想定されます。また、建物 3 階が町管理でもあり、今後も総合事務所の利用拡大やサテライトオフィス導入も考えられることから、使用者の安全性を考慮し、早急に耐震補強を行う必要があると考えることから、6 月補正予算に耐震診断・耐震補強工事の設計業務を計上したいと考えております。

以上、城辺商工会総合事務所耐震診断・耐震補強工事設計についての説明とします。

○原田議長 報告が終わりました。質疑ございませんか。ないようですので、これで終了いたします。

24 全ての報告を終わります。
執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

○**原田議長** 続いて、議会協議に入ります。

まず最初に、愛南町議会議員研修（大学教授等）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
本多事務局長。

○**本多事務局長** 愛南町議会議員研修について、説明をさせていただきます。

全国町村議会議長会の幹旋講師から日程調整をして、講師を選定させていただきたいと考えております。その講師につきましては、議会資料1のとおりです。

研修の時期なんですけども、この後、県の町村議長会の研修について説明をさせていただくんですが、その研修が7月にございますので、その後、9月定例会までに実施をしてはどうかというふうに考えております。

テーマについてなんですけども、事務局としては、「議会報告会」というようなテーマにさせていただいて、その研修を受けた後、議会報告会に臨んではどうかというふうに考えております。

資料は、資料に4名の方の講師を掲載はしているんですが、調整によって別の講師になる可能性があることもお含めください。

以上です。

○**原田議長** 今、説明がございましたが、御意見、御質疑はありませんか。

これについては、次の2番の件にも絡んできますので、続いて、2番を行います。
議員の派遣について。

まず、愛媛県町村議会 令和4年度第1回町議会議員研修会、これは県の議長会で開催するんですが、7月27日に愛媛県の県民文化会館の2階「真珠の間」で開催いたします。

去年は、これたしかコロナの関係で中止になったんですが、今年は開催する予定としております。これは県下全町議会議員及び事務局が参加ということで、約140名の参加となっております。

これについて、事務局、何か説明がありますかね。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 特に追加の情報はないんですけども、その中で、資料の中にありますとおり先ほど、御紹介した講師なんですけども、2名の方の講習を受けることになろうかと思っております。

以上です。

○**原田議長** この議員研修について、何か御質問はありますか。

これで、コロナの関係でちょっとどうなるかまだ分からないんですが、多分、やる予定にしておりますので、議長会では。

続いて、議員視察研修について、これは2年に一度、行っている研修なんですけども、この件について、事務局より説明をしてもらいます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 議員視察研修について、説明をさせていただきます。

予算の説明の際にも報告といたしますか話はさせていただきましたけども、今年度は、2年度に1回の議員視察研修の年となっております。

そこで、事務局からの提案といたしましては、議会改革の先進地であります北海道の議会視察を提案をさせていただきたいと思っております。

資料3を見ていただきたいと思いますと思うんですが、7つの自治体を挙げておりますけども、まず1

番の北海道の栗山町におきましては、いわゆる議会基本条例をまず一番最初につくった自治体であります。また、総合計画等の策定についても、議会が積極的に関わっているというふうな話を聞いております。

また、北海道の5番の江別市なんですけども、ここにつきましては産業厚生常任委員会の委員さんについては、水産課のほうから若干、お話があったので御存じの方もいらっしゃると思いますけども、昨年、愛南町の漁協が漁網とかあとブイの減容化のための機械を入れました。それを将来的には、それプラス例えば、片やプラスチックのごみを破碎して、それをボイラーの燃料として使って熱として再利用するというのを考えているということだったんですけども、まさに江別市がそのボイラーを導入しているということですので、ちょっと対象となるごみは海岸のごみとその他のごみということで違いはあるんですけども、そういったものも実際、稼働してるところが見れるかなというふうに考えております。

また、6番の北海道厚沢部町につきましては、これはちょっと少し前に愛媛新聞等でも掲載がされていたんですけども、いわゆる一時保育を利用した保育園留学、そしてワーケーションを併せることによりまして、1週間から3週間程度、家族が住み込んで、厚沢部町の大自然の中で学び、そして仕事ができる。そこから移住につなげるというような稼働をしているところであります。

また、先ほど、学校教育課からの報告にも若干ありましたが、厚沢部町のほうでもいわゆる公営塾を運営しておりまして、中学校から高校生まで公営塾で学ぶ機会があるといった先進的な活動もされております。

また、北海道三笠市につきましては、閉校となりそうだった高校を市立で運営して、いわゆる調理師等の専門の学校としまして全道から生徒を集めて話題となっている。また、レストラン等も高校生が運営して話題となっているところでございます。

その他、自治体あるんですけども、こういった中からできれば3自治体程度、交渉をして視察研修ができればというふうに考えております。

ただ、予算的な問題がございまして、当初予算ではあくまでも東京ということで予算を組んでおりますので、予算がちょっと足りません。ここでちょっとお願いなんですけども、各常任委員会の予算もプラスをした形でさしていただければと。融通をさしていただければというお願いも重ねてさしていただいて、提案をさしていただきたい思っております。

以上です。

○原田議長 ただいま説明がございました。

最後に予算のこともちょっと言いよったんですが、常任委員会の予算もプラスしてこういった研修をしたらどうかということなんですけども、この件に関して何か御意見ございますか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 この中には入ってないんですけど、1件、旭川市から約20キロのところに愛別町というのがあって、全国で「愛」のつく町ということで交流をしとる町なんですけども、こういった地域交流も大事だと思うんですよ、地域振興のために、アンテナを張るためにも。

宇和島市も北海道の町とも交流してますし、ぜひともそういったところも考慮していただければと思います。

以上です。

○原田議長 確かにそういった交流は大事だと思います。今後、検討はしていきます。またちょっと期間がありますので。

金繁議員。

○金繁議員 今の御意見に賛成です。特に、北海道の出身の方から聞くんですけど、ミカンがないと。愛南町のミカンを食べたら物すごくおいしいと言われるんですね。ミカンの味を知らない方も多いみたいで、今の嘉喜山議員の意見を聞いて、なるほどなど、そういう交流ができれば

など、プロモーションに行けたらなと思いました。

○原田議長 はい、分かりました。十分に検討したいと思います。

ほかに何かありませんか。

中野議員。

○中野議員 これ北海道だけが出てるんですが、これは北海道、決まってるんですか。どういう経過で北海道だけなのかというのが。もう北海道が。

○原田議長 いや、これは、ほかには今のところ候補はありません。何かほかに。

○中野議員 もう北海道って決まってるんですか。

○原田議長 いや、決まってるじゃないですよ。一応、皆さんに相談なんですけど。

○中野議員 えらい北海道に偏ってるので、どういう、何か。

○山下議員 議長、これは一応、案でしょう。

○原田議長 案です。

○山下議員 案で、議会に諮りよるので、ほかがあればやし、一応、どうですかということなので。

○原田議長 ほかにいいところがあったら、そちらのほうでも考えたいと思います。

少林議員。

○少林議員 案としては、予定の時期というのはいつ頃ということですか。

○原田議長 この後、事務局より説明があります。

時期について、ちょっと局長、説明かまんかな。

本多事務局長。

○本多事務局長 時期なんですけども、当然、議会の中で議員派遣の議決を得る必要がありますので、9月定例会以降になろうかなと思っております。

以上です。

○原田議長 ということで、9月の議会以降、秋ですよ。その計画です。

いいですかね。

これで検討していきます。

3番のその他なんですけど、何かございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 確認と要望なんですけど、請願については法的な手続、愛南町もあるんですけれども、法的な拘束力のない陳情書とか要望書について、手続が規定されてないですよ。その確認と。これ、ある程度、つくっておったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 愛南町の会議規則の中で陳情書の処理については、陳情書またはこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは請願書の例により処理するものとするという一文が定められているとおりで、確かに言われるとおり細かな手続というものは定めておりません。もうそれは、この議会の中でそういう必要があるということになれば、定めることももちろん可能です。

以上です。

○原田議長 ということで、ちゃんとした規定というかあれを定めていく必要もあるのかなと、私も思っておりますので、今後の課題です。

少林議員。

○少林議員 これは控室でも言ったんですが、今日のようなときの資料が前日というのは、これはやはり遅いなと思います。中には181ページもあるような資料もあったやないですか。

ですから、やはりもう少し早くできんのかというのを町のほうに要望していただけないでしょうか、それが1点。

もう一点は、先ほど、フッ素等の住民説明会もそうだったんですが、教育委員会とかが住民へ説明会をしたりするのも、住民のほうから自分のところへ来たときは急いで行くんですけども、知らない間にいろいろなところでしてたりして、そこに参加すると、議員はこの大事な会に何で来てないんだと言われてたりするんですよ。いや、知らんもんという感じなんですが、そういう住民に対して説明するとかいろいろな課のそういうのは、一応、こんながありますというの、やはり議員に言っていただくべきやないでしょうか。取捨選択して行く方は行くし、やなければ行かないし。

要望をお願いできませんか。

○原田議長 この全協の協議内容については、確かに前日かな、間際になっての掲載ということになるんですが、これは。執行部といろいろどうやったんだね。

まだこれは前日になってまだ。以前まで当日やったんですよ、これ。この場にならんと分かん。それを前日にしたんですよ。それでも前日にしたんです。これが精いっぱいじゃないかと思うんですが、なんかこれあったんかね。

これはもうこれで、前日をお願いします。

あとは、住民との説明会。

(発言する者あり)

○原田議長 全てに、議員に知らせるというのは、なかなかちょっと無理があるんじゃないかなと思うやけど。これはちょっと執行部ともちょっと協議せんといけんので、今は即答はできません。

はい、分かりました。

あとないですかね。ないようでしたら、以上で。

本多事務局長。

○本多事務局長 1点、報告させていただきます。

先般4月25日の議員全員協議会の中で一部、報告させていただいたんですけども、議員の戸別訪問に関することについて、訴状が届きました。

内容につきましては、議員の戸別訪問によりまして、精神的な苦痛を受けたということで、損害賠償請求事件ということになります。その金額は10万円ということです。

第1回の口頭弁論が6月20日に松山地方裁判所宇和島支部のほうで開かれますので、報告させていただきます。

以上です。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 すみません、この後、産業厚生委員さんは残っといてください。そんなにかからないと思いますが、協議会を行います。

○原田議長 以上で、議員全員協議会を終了します。

どうもお疲れさまでした。

愛南町議会議長